

輸出、滅失 届出のご案内

(一時抹消された自動車で自動車リサイクル法対象車のみ)

必要な書類

1. 申請書 (3号の2様式)
2. 手数料納付書
(輸出) 500円の検査登録印紙を貼付
(その他) 印紙は不要
3. 登録識別情報等通知書 又は 一時抹消登録証明書
4. 所有者の認印 (代理の場合は押印のある委任状)
5. 滅失の場合は、罹災証明書

- 輸出抹消仮登録は、輸出予定日の6ヶ月前から申請できます。
- 所有者が亡くなったなど、特殊な手続きを行う場合は、お問い合わせ下さい。

お手続きの流れ

①番 B窓口 ……………印紙などを購入して下さい。

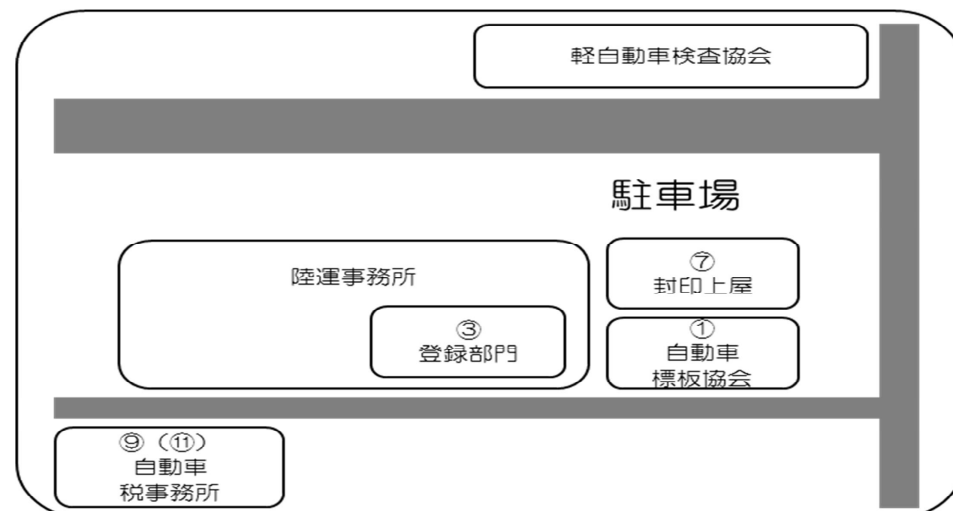


③番 ウの記載台 ……書類を丁寧に記入し、受付に提出します。

交付窓口で呼ばれましたら、手続きが終了したことをご確認ください。

※ 内容に間違いがないかを必ずお確かめ下さい。

以上で終了です。お疲れさまでした。



【受付時間 (平日のみ)】 午前 8:45~11:45 午後 1:00~4:00

テレフォンサービス (ヘルプデスク) ※なるべく車検証をご用意の上、お電話下さい。

050-5540-2091 ※037を押すと直接オペレーターに繋がります。

【HPのご案内】 委任状などの様式がプリントアウトできます。
『沖縄総合事務局 自動車登録手続』で検索!!
Web上でOCR申請書の作成ができます。
『自動車検査登録総合ポータルサイト』で検索!!